

●香川県告示第26号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年2月2日

香川県知事 池田豊人

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
高松市塩江町安原下第3号	関_3 (I-551)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高松市塩江町安原下第2号	黒石(2) (II-1581)	〃	〃
高松市香川町東谷	天神(7) (II-1682)	〃	〃
高松市香川町川東上	龍満ミサワホーム (II-1737)	〃	〃
東かがわ市五名	大楯(7)_3 (II-1008)	〃	〃
観音寺市伊吹町	真浦 (II-425)	〃	〃
三豊市詫間町大浜	八重崎(1) (I-951)	〃	〃
小豆郡土庄町小江	赤崎(B) (II-619)	〃	〃
小豆郡小豆島町木庄	谷 (I-126)	〃	〃
小豆郡小豆島町片城	極楽寺 (II-1798)	〃	〃
坂出市大屋富町	新地川 (3-30-I)	土石流	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高松市塩江町安原下第3号	関_3 (I-551)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高松市香南町西庄	切池(3) (II-545)	〃	〃
高松市塩江町安原下第1号	高畑(3)_1 (II-1553)	〃	〃
高松市塩江町安原下第2号	黒石(2) (II-1581)	〃	〃
高松市香川町東谷	天神(7) (II-1682)	〃	〃
高松市香川町川東上	龍満ミサワホーム (II-1737)	〃	〃

東かがわ市五名	大櫓(7)_3 (Ⅱ-1008)	〃	〃
三豊市詫間町大浜	八重崎(1) (Ⅰ-951)	〃	〃
小豆郡土庄町小江	赤崎(B) (Ⅱ-619)	〃	〃
小豆郡小豆島町木庄	谷 (Ⅰ-126)	〃	〃
小豆郡小豆島町安田	西縄手_2 (Ⅰ-127)	〃	〃
小豆郡小豆島町片城	極楽寺 (Ⅱ-1798)	〃	〃
坂出市大屋富町	新地川 (3-30-Ⅰ)	土石流	〃

(「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県小豆総合事務所、香川県長尾土木事務所、香川県高松土木事務所、香川県中讃土木事務所、香川県西讃土木事務所、高松市都市整備局河港課、坂出市総務部危機管理課、観音寺市総務部危機管理課、東かがわ市総務部危機管理課、三豊市建設部建設港湾課、土庄町総務課及び小豆島町総務課に備え置いて縦覧に供する。)